

## 質問回答書

件名：沼津市立病院特定行為研修 e ラーニングコンテンツ等賃貸借

	質問	回答
1	指定研修機関として認定されるための厚労省（地方厚生局）へ提出する申請書作成業務も、本事業に含まれているか。	本事業は、特定行為研修に係る e ラーニングコンテンツ等の賃貸借を目的として、プロポーザル方式により令和 6 年 4 月予定の契約候補者を選定するものであり、ご質問をいただきました「厚労省（地方厚生局）へ提出する申請書作成業務」については必須ではありませんが、同趣旨のサービスをご提案いただける場合は、その内容を様式 6 の該当箇所及び企画提案書内に記載してください。